

鹿部町簡易水道事業  
業務継続計画（BCP）  
（地震・津波・風水害・駒ヶ岳噴火）

制定 令和 8年 3月

鹿部町建設水道課

## 目次

1. 業務継続計画(BCP)の趣旨と基本方針 .....	1
1.1 業務継続計画(BCP)の策定趣旨 .....	1
1.2 基本方針 .....	1
1.2.1 BCP策定・運用の目的.....	1
1.2.2 対象事象.....	2
1.2.3 BCPの更新時期.....	2
1.3 BCPの対象とする業務の範囲 .....	2
1.4 水道BCPにおける運用体制 .....	2
1.4.1 平時の運用体制.....	2
1.4.2 関連行政部局及び民間企業等.....	3
2. 非常時対応の基礎的事項の整理(基礎的事項) .....	4
2.1 災害発生時の業務継続戦略 .....	4
2.1.1 発動基準・対応体制・対応拠点.....	4
2.2 災害対応拠点と非常参集 .....	5
2.3 対応体制・指揮命令図 .....	6
2.3.1 水道班.....	6
2.4 優先実施業務 .....	7
2.4.1 優先実施業務の定義.....	7
2.4.2 事前対応と事後対応の設定.....	8
2.4.3 優先実施業務(風水害・火山噴火・津波) .....	9
2.4.4 優先実施業務(地震) .....	12
2.5 代替拠点 .....	14
2.5.1 代替拠点の概要と参集者.....	14
2.5.2 代替対応拠点の使用の合意文章.....	14
2.5.3 代替拠点の位置.....	14
2.6 避難誘導・安否確認 .....	15
2.6.1 避難誘導方法.....	15
2.6.2 安否確認.....	15
2.7 帳票の内容 .....	16
2.8 避難所一覧 .....	16
3. 非常時対応計画 .....	17
3.1 非常時対応計画(風水害・火山噴火・津波) .....	17
3.1.1 事前対応.....	17
3.1.2 発災中(事前対応～事後対応) .....	18
3.1.3 事後対応.....	18
3.2 地震・津波 .....	22
3.2.1 事後対応.....	22
3.3 非常時通常業務一覧 .....	25

3.4 受援体制について .....	25
4. 事前対策計画 .....	26
4.1 建設水道課で対応 .....	26
4.1.1 参集及び連絡手段.....	26
4.1.2 備蓄品・資機材.....	26
4.1.3 データのバックアップ.....	26
4.1.4 応援者への対応.....	26
4.1.5 その他の対策.....	27
4.1.6 ハード対策.....	27
4.1.7 停電対策.....	27
4.2 建設水道課以外との連携 .....	28
4.2.1 災害対策本部.....	28
4.2.2 災害対策本部及び災害協定先.....	28
4.2.3 総務・防災課.....	28
4.2.4 指定給水装置工事事業者.....	28
5. 訓練・維持改善計画 .....	29
5.1 訓練計画 .....	29
5.2 維持改善計画 .....	30
5.2.1 水道BCPの定期的な点検項目.....	30
5.2.2 定期的な点検が必要な事項.....	31
5.2.3 水道BCP責任者による総括的な点検項目.....	32
5.2.4 職員及び重要関係先への定期的周知.....	32
6. 計画策定の根拠とした調査・分析・検討.....	33
6.1 想定災害の設定 .....	33
6.1.1 想定される地震.....	33
6.1.2 想定される津波.....	34
6.1.3 想定される風水害（土砂災害） .....	34
6.1.4 想定される火山噴火.....	35
6.1.5 降灰の影響.....	36
6.1.6 拠点の対策状況.....	39
6.1.7 水道施設の被害状況.....	40
6.1.8 重要情報の保管及びバックアップの現状.....	42
6.1.9 被害想定.....	43
7. 用語の解説.....	46

# 1. 業務継続計画（BCP）の趣旨と基本方針

## 1.1 業務継続計画（BCP）の策定趣旨

業務継続計画（以下、BCPという。）は、大地震や風水害などの自然災害、テロ等の事件、大事故などといった不足の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針や体制、手順などを示した計画のことをいう。

① 事業への損傷（人、モノ、情報など）を最小限に抑える
② 重要な業務の継続と早期復旧を可能とする
③ 平時に行うべき訓練計画
④ 緊急時における業務継続のための計画

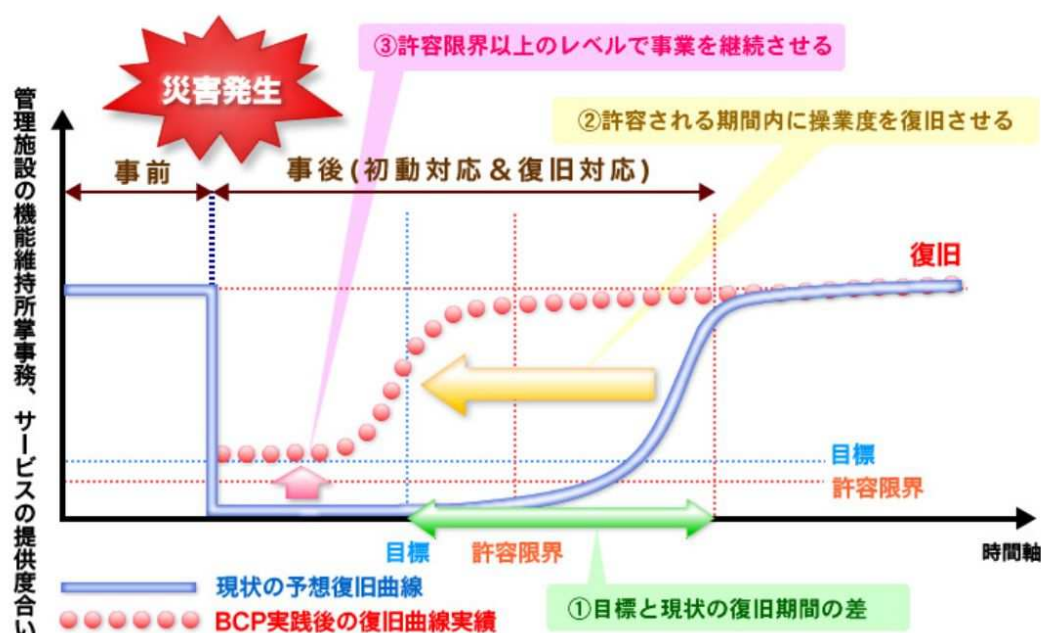


図 BCPの概念図

（出典 国土交通省関東地方整備局）

## 1.2 基本方針

### 1.2.1 BCP策定・運用の目的

① 町民、職員、関係者の安全確保
町民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする。
② 水道事業の責務遂行
水道施設は、町民生活や地域経済活動のための重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが必要不可欠である。機能低下を最小限に留めるため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。

## 1.2.2 対象事象

大規模地震、津波、風水害、駒ヶ岳噴火の4つを対象リスクとして策定する。

## 1.2.3 BCPの更新時期

定期：毎年4月（年1回更新）

不定期：地域防災計画に修正が発生した時

## 1.3 BCPの対象とする業務の範囲

鹿部町建設水道課が所管する簡易水道事業（以下、水道事業という。）の業務を対象とする。

### 対象とする業務の範囲

鹿部町の給水区域：

大岩地区、鹿部地区、宮浜地区、本別地区

## 1.4 水道BCPにおける運用体制

### 1.4.1 平時の運用体制

水道BCPの平時の運用体制は、次のとおりとする。

（災害時の体制は、2.3 対応体制・指揮命令図 参照）

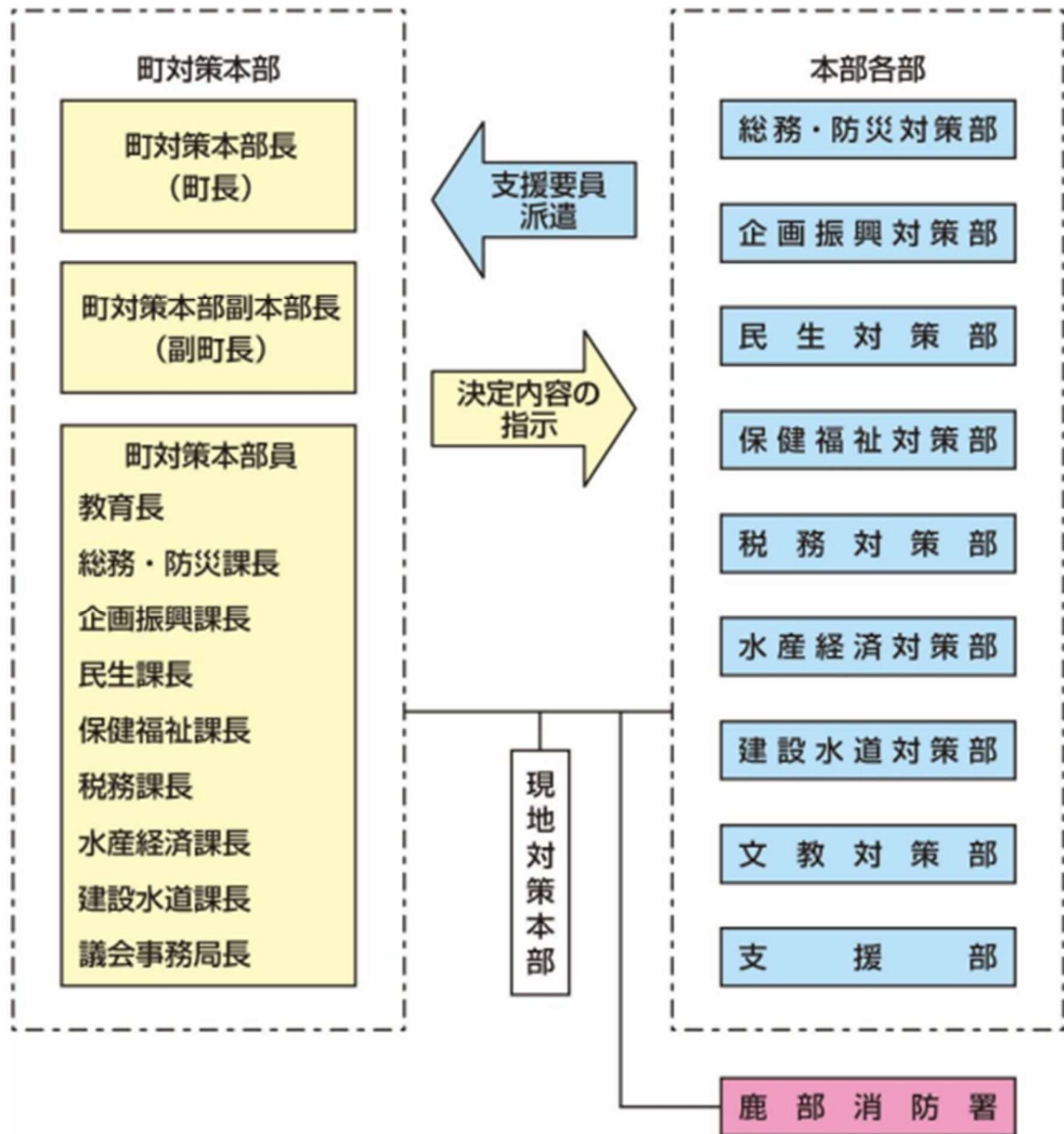
### (1)建設水道課（建設水道対策部）

区分	部署・役職	役割（一例）
最高責任者	課長	・水道BCPの運用の全体統括、意思決定 ・町長への報告
実務責任者	係長 （水道技術管理者）	・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）等との調整の統括 ・水道BCPの策定及び運用の実施統括 ・平時の維持管理・是正措置の実施状況の確認
水道事業担当者	係長 建設水道課職員 2名	・実務責任者の補佐 ・道との調整 ・関連行政部局や支援者（地方公共団体、民間企業等）との調整（担当窓口） ・水道BCP策定事務局 ・連絡先リスト等の定期点検 ・訓練の企画及び実施

## 1.4.2 関連行政部局及び民間企業等

### (1) 災害対策本部の組織系統

地域防災計画より、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、以下の災害対策本部が設置される。



※町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする。  
(町対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

### (2) 民間企業等

帳票1及び1-1に示す。

## 2. 非常時対応の基礎的事項の整理（基礎的事項）

### 2.1 災害発生時の業務継続戦略

#### 2.1.1 発動基準・対応体制・対応拠点

事 項	説 明
発動基準	<p>BCPの発動基準は、「災害対策本部」が設置された時に自動的に発動することとする。なお、本計画では、地震・津波・風水害・火山噴火の4つを対象リスクとする。</p> <p><b>【災害対策本部の設置基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震           <p>町内に<u>震度5弱以上の地震が発生したとき</u></p> <p>町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p> </li> <li>・（津波）           <p>本町沿岸に「<u>大津波</u>」「<u>津波</u>」の津波警報が発表されたとき。</p> <p>町内に津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき</p> </li> <li>・風水害           <p><u>特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき</u></p> <p>多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき</p> <p>多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。</p> <p>多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</p> </li> <li>・火山噴火           <p><u>北海道駒ヶ岳に噴火警報が発表され、居住地域やその近くまでに重大な被害を及ぼす噴火が発生、又は発生すると予想されるとき</u></p> <p>（噴火警戒レベル3相当以上）。</p> </li> </ul>
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部における建設水道班員 （対応人数、対応時間 交代制の有無を確認）</li> <li>・本BCPにおける班編成は、班長を“建設水道課長”として、 ①施設復旧班、②窓口対応班の2班とする。</li> </ul>
対応拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設水道課スペースに水道班の拠点を置く。（鹿部町役場 1F）</li> <li>・同課が使用できない場合、帳票3（3.代替拠点）に示される「鹿部中央公民館」に代替対応拠点を置く。</li> </ul>

## 2.2 災害対応拠点と非常参集

事 項	説 明
1. 拠点名	鹿部町役場 建設水道課 1 F
2. 水道班の要員	帳票 2 参照
3. 設置場所と連絡先	鹿部町建設水道課内 所在地 : 茅部郡鹿部町字鹿部 252-1 電話 : 01372-7-5294 F A X : 01372-7-7778 ※上記場所が使用できない場合、鹿部中央公民館とする (帳票 3 参照)
4. 水道班に備える設備	帳票 4 参照
5. 担当業務	① 施設復旧班：施設点検、保全措置、被害調査、施設復旧等 ② 窓口対応班：庁舎内での対応等
6. 参集要領	<p><b>【町の配備体制の考え方】</b> 災害対策本部の配備体制として「第1非常配備」、「第2非常配備」、「第3非常配備」がある。このうち、「第2非常配備」、「第3非常配備」が建設水道課の配備体制に該当する。</p> <p><b>① 参集時期（自動参集）</b> 配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。</p> <p><b>② 参集困難な場合の措置</b> 病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して班長に報告する。</p> <p><b>③ 夜間・休日の参集時の移動手段</b> 徒歩、自転車、バイク、車（噴火時を除く）を利用する。</p> <p><b>④ 参集時の服装等</b> 応急活動に適した服を着用の上参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平時から準備しておく。（帳票 5）</p> <p><b>⑤ 参集途上の情報収集</b> 参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等、災害情報の把握に努めて参集後直ちに報告する。（帳票 6）</p>

## 2.3 対応体制・指揮命令図

### 2.3.1 水道班

(編集する際は、帳票7を活用。)

水道班長：	代理者：
-------	------



施設復旧班	班員数： 名
班長：○	
班員：	

窓口対応班	班員数： 名
班長：○	
班員：	

## 2.4 優先実施業務

### 2.4.1 優先実施業務の定義

発災時における水道事業の業務には、水道システムの早期復旧に向けた災害対応業務に加え、被害を受けていない施設における運転管理など、平常時から継続して実施すべき通常業務も含まれる。

しかし、災害時には人員・施設・管路・情報といった業務遂行に不可欠なリソースが被災し、その活用が制約される場合が多い。このため、平常時と同等の業務水準を維持したまま災害対応を行うことは困難である。

そこで、水道事業の業務の中から、業務の遅延が地域住民の生命・財産・生活や社会経済活動、さらには行政運営に重大な影響を及ぼすと想定されるものを「優先実施業務」として選定する。

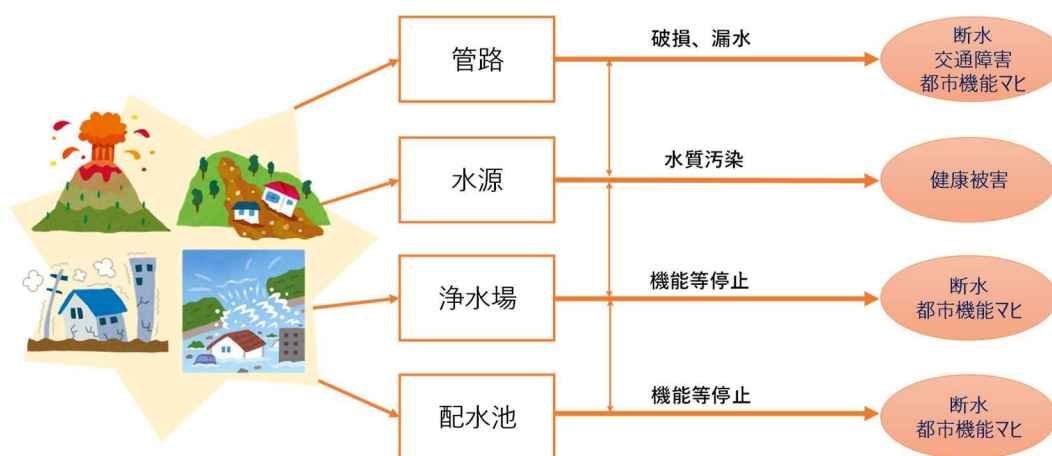


図 災害発生時に水道施設被害が与える社会的影響等のイメージ

「鹿部町強靱化計画」における、起きてはならない最悪の事態には、「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」、「上水道等の長期間にわたる機能停止」が示されている。

## 2.4.2 事前対応と事後対応の設定

想定される災害のうち、風水害や火山噴火、津波は、気象情報（降雨予報・警報）や火山情報（噴火予報・警報）、津波警報により、一定程度の事前予測が可能である。このため、発災前に実施する「事前対応」を設定する。

一方、地震については予測が困難であり、発災後に対応を行う「事後対応」のみを設定する。

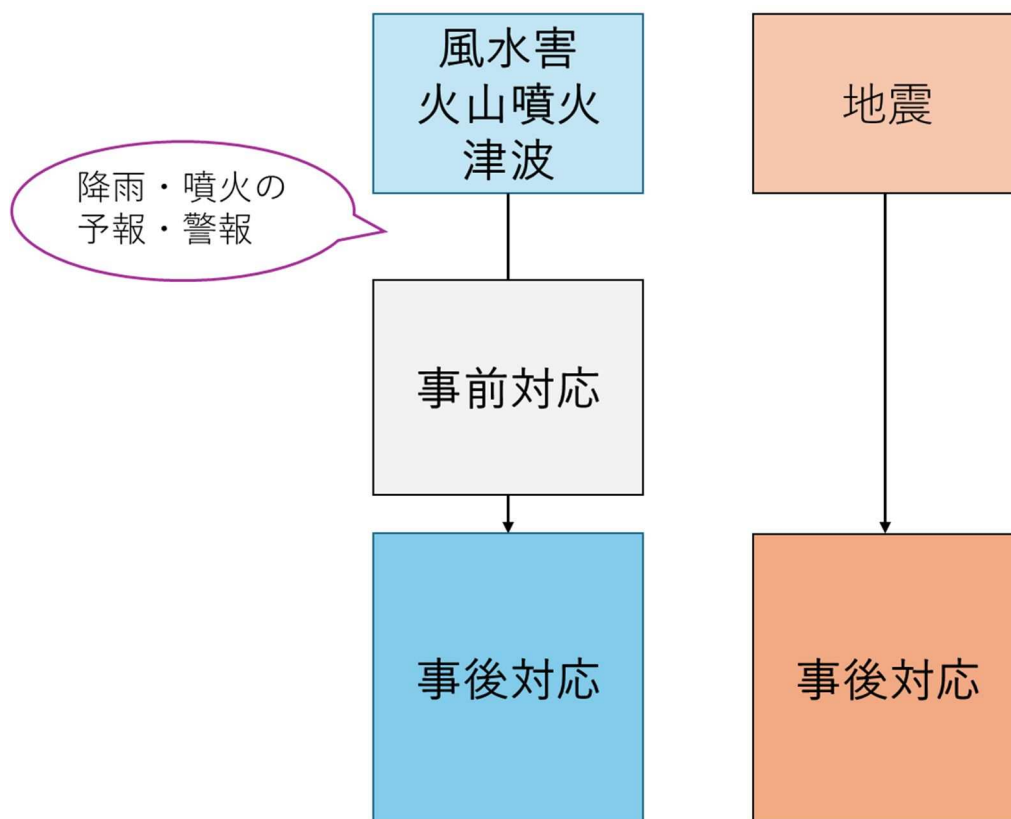


図 事前対応と事後対応の考え方

## 2.4.3 優先実施業務(風水害・火山噴火・津波)

### (1)事前対応

事 項	説 明		
主な優先実施業務、その対応の目標時間業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	1. 要員把握・参集要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員等の要員を把握</li> <li>・ 参集を要請する</li> </ul>	発災まで
	2. 災害対応拠点の安全点検・設営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対応拠点の安全を確認後、本部を設営</li> </ul>	
	3. 水道班の立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道班の対策拠点を立ち上げ</li> </ul>	
	4. 不在職員の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不在職員の確認</li> </ul>	
	5. 災害対策本部へ初動連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部へ初動連絡</li> </ul>	
	6. 水道施設に関する情報確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水区域、土砂災害区域、停電区域の確認</li> <li>・ 風水害による停電に備え水源・浄水場の非常用発電設備の燃料情報を確認</li> </ul>	
	7. 関連行政部局等との連絡体制の確保・連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政部局との連絡調整</li> <li>・ 維持管理業者との連絡調整</li> <li>・ 応急復旧業者との連絡調整</li> </ul>	
8. 水害発生（降灰）時に備えた事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懸念箇所パトロール</li> <li>・ 発災時の緊急措置、応急復旧依頼業者との連絡体制の確認</li> <li>・ 浸水（降灰）防止の緊急措置</li> <li>・ 資機材の備蓄状況の確認</li> <li>・ データ類の保護</li> </ul>		

(2)事前対応から事後対応の間

事 項	説 明		
	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
主な優先実施業務、その対応の目標時間業務継続戦略の概要	1. 運転の継続	・ 水道施設の運転を継続	継続
	2. 来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導	・ 来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導	

(3)事後対応

事 項	説 明		
	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
主な優先実施業務、その対応の目標時間業務継続戦略の概要	1. 安否確認及び要員把握	・ 職員の安否確認及び要員把握	1～2時間
	2. 北海道、日本水道協会への被害状況報告、関連部局、業者との連絡調整	・ 北海道、日本水道協会へ被害状況の第1報を連絡する。加えて、関連行政部局や維持管理業者、応急復旧業者等との連絡調整を行う。	1日
	3. 被害状況等の情報収集	・ 被害状況等の情報を収集し記録する。	3日
	4. 緊急点検・調査・措置	・ 浸水箇所、降灰箇所を対象に調査を実施 ・ 浄配水場の目視調査 ・ 重要施設の対象路線の目視調査 ・ 緊急輸送路の通行障害除去	
	5. ライフライン復旧見込みの確認	・ 道路や電気等の復旧期間の調整を行う。	
	6. 応急給水計画の策定等	・ 応急給水計画を策定する。	
	7. 応急復旧計画の策定等	・ 応急復旧計画を策定する。	

事 項	説 明		
主な優先実施業務、その対応の目標時間業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	8. 施設の被害状況及び応急給水等の情報発信（ホームページ等）	・被害状況等の情報を発しする。	3日
	9. 応急給水の実施	・拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水	
	10. 応急給水状況の調査	・応急給水状況の確認	
	11. 支援要請及び受援体制の整備	・支援要請の必要性の有無確認 ・必要な場合、支援要請内容を統括局に連絡	14日
	12. 受け入れ場所を確保	・支援者への受け入れ場所を確保する	
	13. 応急給水の応援要請と整備	・応急給水の応援要請と整備を実施する。	
	14. 応急復旧の応援要請と整備	・応急復旧の応援要請と整備を実施する。	
	15. 応急復旧工事の実施	・被害箇所の応急復旧の実施	20日
	16. 水質検査の実施	・復旧した施設を対象に水質検査の実施	
	17. 総務・防災課へ連絡	・総務・防災課へ連絡	
	18. 解散	-	

## 2.4.4 優先実施業務(地震)

### (1)事後対応

事 項	説 明		
	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	1. 安否確認及び要員把握	・職員の安否確認・要員把握	1～2時間
	2. 参集要請	・職員の参集を要請する。	
	3. 災害対応拠点の安全点検・設営	・災害対応拠点の安全を確認後、本部を設営。	
	4. 水道班の立ち上げ	・水道班対策本部を立ち上げ	
	5. 災害対策本部へ初動連絡	・町の災害対策本部に初動連絡	
	6. 北海道、日本水道協会への被害状況報告、関連部局、業者との連絡調整	・北海道、日本水道協会へ被害状況の第1報を連絡する。加えて、関連行政部局や維持管理業者、応急復旧業者等との連絡調整を行う。	1日
	7. 被害状況の情報収集	・被害状況等の情報を収集し記録する。	
	8. 緊急点検・調査・措置	・浄配水場の目視調査 ・重要施設の対象路線の目視調査 ・二次被害防止、緊急輸送路の通行障害除去	3日
	9. 浸水対策（降雨時）	・浄配水場の浸水対策を実施	
	10. ライフライン復旧見込みの確認	・道路や電気等の復旧期間の調整を行う。	
	11. 応急給水計画の策定等	・応急給水計画を策定する。	
	12. 応急復旧計画の策定等	・応急復旧計画を策定する。	

事 項	説 明		
主な優先実施業務、その対応の目標時間、業務継続戦略の概要	優先実施業務	業務の概要	対応の目標時間
	13. 施設の被害状況及び応急給水等の情報発信（ホームページ等）	・被害状況等の情報を発しする。	3日
	14. 応急給水の実施	・拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水	
	15. 応急給水状況の調査	・応急給水状況の確認	
	16. 支援要請及び受援体制の整備	・支援要請の必要性の有無確認 ・必要な場合、支援要請内容を統括局に連絡	14日
	17. 受け入れ場所を確保	・支援者への受け入れ場所を確保する	
	18. 応急給水の応援要請と整備	・応急給水の応援要請と整備を実施する。	
	19. 応急復旧の応援要請と整備	・応急復旧の応援要請と整備を実施する。	
	20. 応急復旧工事の実施	・被害箇所の応急復旧の実施	20日
	21. 水質検査の実施	・復旧した施設を対象に水質検査の実施	
	22. 総務・防災課へ連絡	・総務・防災課へ連絡	
	23. 解散	-	

## 2.5 代替拠点

### 2.5.1 代替拠点の概要と参集者

代替対応拠点名		帳票3参照
平	所在地	帳票3参照
	電話番号、FAX	帳票3参照
時	代替対応拠点の責任者	災害対策本部

代替対応拠点名		帳票3参照
発 災 時	代替対応拠点設置の判断基準	・災害対策本部が判断する
	代替拠点への初動参集基準と初動参集者及び役割	・本拠点（鹿部町役場）が使用不能などの場合、代替拠点（鹿部中央公民館）へ移動する。勤務時間外の場合で未参集者に連絡が取れるときは代替拠点（鹿部中央公民館）への参集を促す連絡を行う。 （役割分担は2.3 対応体制・指揮命令図参照）
	電話、FAX、メールアドレス	帳票3参照
	代替対応拠点への移動手段	勤務時間内：役場あるいは現場から徒歩 or 車 夜間休日：自宅等から徒歩 or 車

### 2.5.2 代替対応拠点の使用の合意文章

無し

### 2.5.3 代替拠点の位置

帳票3参照

## 2.6 避難誘導・安否確認

### 2.6.1 避難誘導方法

避難誘導責任者	責任部署：総務・防災課
来訪者の誘導方法 (自主的に実施する場合)	<ul style="list-style-type: none"><li>・応接している職員が、責任を持って誘導する</li><li>・屋外駐車場に速やかに誘導する(階段使用)</li><li>・避難が必要な場合は、館内放送で周知を行う</li><li>・負傷者を医療救護所へ連れていく</li><li>・重傷者の場合は、医療拠点病院へ連れていく</li></ul>

### 2.6.2 安否確認

安否確認の責任者	責任者：建設水道課 課長
安否確認の方法・手順	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員とその家族の安否を確認する。</li></ul> <p>【確認方法：勤務時間内】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・在庁職員は点呼による。不在職員は自らの安全を確保した後、担当者に安否の連絡、帰庁時間の目処を連絡する。</li><li>・家族の安否は各自で確認し、担当者へ連絡する。</li></ul> <p>【確認方法：勤務時間外】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・自らと家族の安全を確保した後、対応拠点に自動参集し担当者へ報告する。帳票2に示した参集時間を超過する場合は担当者に安否の連絡、出勤時間の目処を連絡する。</li><li>・連絡手段：携帯電話、SNSなど。</li><li>・作業手順：各自の判断により行う。</li></ul>
安否確認の発動条件	・BCPが発動されたとき

## 2.7 帳票の内容

帳票 No	内容	備考
帳票1	関連部局及び民間企業等連絡先	
帳票 1-1	鹿部町指定事業者	
帳票2	建設水道課職員リスト及び連絡先	
帳票3	拠点及び代替拠点	
帳票4	設備一覧	
帳票5	参集時の服装持ち物	
帳票6	目視による被害状況報告表	
帳票7	指揮命令図	
帳票8	被害状況の把握(チェックリスト)	
帳票9	保有資機材と調達先	
帳票 10	職員用の保有備品	
帳票 11	応急給水用の保有資機材	
帳票 12	配車、無線一覧	
帳票 13	閉じ込め、下敷き等の救出用機材	
帳票 14	非常時対応計画(風水害・噴火・津波)	
帳票 15	非常時対応計画(地震)	
帳票 16	水道施設位置図	
帳票 17	津波被害想定区域図	
帳票 18	土砂災害想定区域図	

## 2.8 避難所一覧

鹿部町地域防災計画 資料編を参照

番号	施設名称	住所	連絡先	異常な現象						
				崖崩れ・土石流・地すべり	大規模な火災	洪水	高潮	火山現象	津波	地震
1	大岩地域会館	鹿部町字鹿部258-18	01372-7-3369	○	×	×	○	○	○	○
2	渡島リハビリテーションセンター体育館	鹿部町字鹿部258-7	01372-7-3321	○	○	×	○	○	○	○
3	鹿部会館	鹿部町字鹿部112-20	01372-7-3757	○	×	○	×	×	×	×
4	鹿部小学校	鹿部町字宮浜314-1	01372-7-3334	○	○	×	○	○	×	○
5	鹿部中央公民館	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-3124	○	○	○	○	○	×	×
6	鹿部中学校	鹿部町字宮浜281	01372-7-3114	○	○	○	×	○	×	○
7	総合体育館	鹿部町字宮浜265-1	01372-7-3988	○	○	×	×	○	×	○
8	本別中央会館	鹿部町字本別224-1	01372-7-3255	○	○	×	×	×	×	○
9	出来潤会館	鹿部町字本別540-7	01372-7-3258	○	×	○	×	×	×	×

### 3. 非常時対応計画

非常時対応計画とは、優先実施業務に時系列を踏まえ、より具体的に示した計画である。ここでは、いつどの行動に誰が担当するかを確認する。

なお、行動内容に対して、人員が不足する場合は、嘱託職員等の活用も検討する。

#### 3.1 非常時対応計画（風水害・火山噴火・津波）

##### 3.1.1 事前対応

災害対策本部の設置			
行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 要員把握・参集要請</b> ・不在職員（外出、休暇等）の確認 ・要員把握 ・BCP体制の構築準備 ・職員人数が不足する場合に、応援人員等の参集を要請	建設水道課 課長	帳票 2	-
<b>2 災害対応拠点の安全点検・設営</b> ・拠点場所での連絡待機 ・災害対応拠点の安全性を確認 （車両整備等も考慮する。）	水道班 3名	代替拠点： 帳票 3	-
<b>3 水道班の立ち上げ</b> ・水道班の立ち上げ	水道班 3名	帳票 3	-
<b>4 不在職員の確認</b> ・不在職員（外出、休暇等）は、自らの安全を確保した後、速やかに所属課に連絡（出勤可能時刻等） ・体制の確認、代替職員の確保（応援の要否）	建設水道課 課長	帳票 2	-
<b>5 災害対策本部へ初動連絡</b> ・災害対策本部へ初動連絡	建設水道課 課長	帳票 1	-
<b>6 水道施設に関する情報確認</b> ・浸水区域、土砂災害区域、停電区域の確認 ・風水害による停電に備え、水源・浄水場の非常用発電設備の燃料情報を確認	水道班 3名	施設台帳 管路台帳 等	-
<b>7 関連行政部局等との連絡体制の確保・連絡調整</b> ・関連行政部局・維持管理業者との体制確保 ・応急復旧業者との連絡体制確保	建設水道課 課長 水道班 3名	帳票 1	-

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>8 水害（降灰）発生時に備えた事前準備</b> <b>① 庁内での事前準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報伝達機器の整備</li> <li>・ 物資の確保</li> <li>・ 資料等の準備</li> <li>・ データ類の保護</li> </ul> <b>② 現場での事前準備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材、機材、電力、燃料確保</li> <li>・ 浸水被害の防止</li> <li>・ パトロール実施・水源水質監視強化</li> <li>・ 自家発電設備の稼働等の点検</li> </ul>	水道班 3名	帳票 9 ~ 13	-

### 3.1.2 発災中（事前対応～事後対応）

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 運転の継続</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の運転の継続</li> <li>・ 運転監視の継続</li> </ul>	施設復旧班 2名		
<b>2 来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置</li> </ul>	状況により 対応		

### 3.1.3 事後対応

#### (1)発災後 ～6時間

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 安否確認及び要員把握</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否確認が取れない職員に関して再度確認</li> </ul>	建設水道課 課長	帳票 2	

(2)発災後 1日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 北海道、日本水道協会への被害状況報告、関連部局、業者との連絡調整</b> ①北海道・日本水道協会への被害状況の第1報を入れる ②関連行政部局等との連絡調整 ・維持管理業者との連絡調整 ・応急復旧業者との連絡調整	①施設復旧班 ②窓口対応班	帳票 1	
<b>2 被害状況等の情報収集</b> ・施設の被害状況の確認・記録 ・他ライフラインの被害状況の確認・記録	窓口対応班 1名		

(3)発災後 ~3日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 緊急点検・調査・措置</b> ①施設 ・重要な水道施設の目視調査を実施 ・配水量の異常等を確認 ・緊急遮断弁の確認 ・明らかな漏水等に対する処置 ・二次災害の防止 ②管路 ・人的被害につながる二次被害防止のため、施設や管路の点検を実施（道路上からの漏水等） ・漏水箇所は応急対策として仕切り弁を閉止 ・明らかな漏水等に対する処置 ・二次災害の防止	施設復旧班 2名	-	-
<b>2 ライフライン復旧見込の確認</b> ・ライフライン復旧見込について、災害対策本部を通じて確認 ・道路・電気との復旧期間調整	窓口対応班 1名	帳票 1	

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>3 応急給水計画の策定等</b> ・水道施設の被害状況、断水状況、想定被害を整理して、応急給水計画を策定	窓口対応班 1名	帳票 11 様式 1 ~ 4	
<b>4 応急復旧計画の策定等</b> ・水道施設の被害状況、断水状況、想定被害を整理して、応急復旧計画を策定	窓口対応班 1名	様式 5 ~ 13	
<b>5 施設の被害状況及び応急給水等の情報発信（ホームページ等）</b> ・施設の被害状況及び復旧見込の情報発信 ・応急給水場所の情報発信	窓口対応班 1名		
<b>6 応急給水の実施</b> ・拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水	応急給水 対応者	様式 1 ~ 4	人員不足 あと2名
<b>7 応急給水状況の調査</b> ・状況を整理し、結果をまとめる	応急給水 対応者	様式 1 ~ 4	人員不足 あと1名

#### (4)発災後 ~14日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 支援要請及び受援体制の整備</b> ・被災状況の調査及び復旧について支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容を本部に連絡	施設復旧班 2名	-	-
<b>2 受け入れ場所を確保</b> ・作業スペース、保管場所、宿泊施設の確保 ・自衛隊等の支援を検討	施設復旧班 2名	-	場所の選定 が必要
<b>3 応急給水の応援要請と配備</b> ・応急給水計画に基づき、応援要請を行い、応援人員、給水車両、応援給水を配備 ・支援者に対して指示	施設復旧班 2名	様式 1 ~ 4	
<b>4 応急復旧の応援要請と配備</b> ・応急復旧計画に基づき、応援要請を行い、応援人員を配備 ・応急復旧業者に対して指示	施設復旧班 2名	様式 5、6	

(5)発災後 ～20日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<p><b>1 応急復旧工事等の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧計画を基に、復旧工事に依頼及び立ち合いや連絡調整等</li> </ul> <p>①施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況に応じて仮設復旧</li> </ul> <p>②管路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況に応じて仮設配管</li> </ul>	<p>施設復旧班 2名</p>	<p>様式 5～13</p>	<p>①施設 施設は被害を受けないと想定</p> <p>②管路 津波:4.5日 土砂災害:2.1日</p>
<p><b>2 水質調査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧した管路を対象に水質調査を実施</li> </ul>	<p>水道技術 管理者</p>	<p>様式 9～12</p>	<p>-</p>
<p><b>3 総務・防災課へ連絡</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の被害や復旧状況を総務・防災課へ連絡</li> </ul>	<p>建設水道課 課長</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p><b>解散</b></p>			

### 3.2 地震・津波

#### 3.2.1 事後対応

<b>災害発生</b> 震度5弱以上の地震が発生した時
--------------------------------

<b>災害対策本部の設置</b>
------------------

#### (1) 発災後 ～6 時間

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 安否確認及び要員把握</b> ・ 安否確認が取れない職員に関して再度確認 ・ 不在職員（外出、休暇等）の確認 ・ 水道班立ち上げのための要員把握	建設水道課 課長	帳票 2	-
<b>2 参集要請</b> ・ B C Pを基に、体制の構築準備 ・ 職員人数が不足する場合に、応援人員等の参集を要請			-
<b>3 来訪者・職員の負傷者対応・避難誘導</b> ・ 来訪者・職員等の負傷、閉じ込めを救助し、応急措置	状況により 対応	-	-

#### (2) 発災後 1日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 災害対応拠点の安全点検・設営</b> ・ 拠点場所の連絡待機 ・ 災害対応拠点の安全性を確認（車両整備等も考慮する。） ・ 設営図を基に拠点を設営	水道班 3名	設営図：P7 代替拠点： 帳票 3	
<b>2 水道班の立ち上げ</b> ・ 水道班の立ち上げ			
<b>3 災害対策本部へ初動連絡</b> ・ 災害対策本部へ初動連絡	建設水道課 課長	帳票 1	

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>4 北海道、日本水道協会への被害状況報告、関連部局、業者との連絡調整</b> ①北海道・日本水道協会への被害状況の第1報を入れる ②関連行政部局等との連絡調整 ・維持管理業者との連絡調整 ・応急復旧業者との連絡調整	建設水道課 課長 水道班3名	帳票1	
<b>5 被害状況等の情報収集</b> ・施設の被害状況の確認 ・他ライフラインの被害状況の確認	窓口対応班 1名		

(3)発災後 ～3日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 緊急点検・調査・措置</b> ①施設 ・重要な水道施設の目視調査を実施 ・配水量の異常等を確認 ・緊急遮断弁の確認 ・明らかな漏水等に対する処置 ・二次災害の防止 ②管路 ・人的被害につながる二次被害防止のため、施設や管路の点検を実施（道路上からの漏水等） ・漏水箇所は応急対策として仕切り弁を閉止 ・明らかな漏水等に対する処置	施設復旧班2名	-	人員不足 施設復旧班 あと2名 必要
<b>2 浸水(降灰)対策</b> ・降雨（降灰）などによる浸水が想定される場合は対策を実施	状況により対応	-	-
<b>3 ライフライン復旧見込の確認</b> ・ライフライン復旧見込について、市災害対策本部を通じて確認 ・道路・電気との復旧期間調整	窓口対応班 1名	帳票1	-

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>4 応急給水計画の策定等</b> ・水道施設の被害状況、断水状況、想定被害を整理して、応急給水計画を策定	窓口対応班 1名	帳票 11 様式 1～4	
<b>5 応急復旧計画の策定等</b> ・水道施設の被害状況、断水状況、想定被害を整理して、応急復旧計画を策定	窓口対応班 1名	様式 5～13	
<b>6 施設の被害状況及び応急給水等の情報発信（ホームページ等）</b> ・施設の被害状況及び復旧見込の情報発信 ・応急給水場所の情報発信	窓口対応班 1名		
<b>7 応急給水の実施</b> ・拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水	応急給水 対応者	様式 1～4	人員不足 あと2名
<b>8 応急給水状況の調査</b> ・状況を整理し、結果をまとめる	応急給水 対応者	様式 1～4	人員不足 あと1名

#### (4)発災後 ～14日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 支援要請及び受援体制の整備</b> ・被災状況の調査及び復旧について支援要請が必要かを判断 ・支援要請を行う場合、被害状況、支援要請内容を本部に連絡	施設復旧班 2名	-	-
<b>2 受け入れ場所を確保</b> ・作業スペース、保管場所、宿泊施設の確保 ・自衛隊等の支援を検討	施設復旧班 2名	-	場所の選定が必要
<b>3 応急給水の応援要請と配備</b> ・応急給水計画に基づき、応援要請を行い、応援人員、給水車両、応援給水を配備 ・支援者に対して指示をする。	施設復旧班 2名	様式 1～4	-
<b>4 応急復旧の応援要請と配備</b> ・応急復旧計画に基づき、応援要請を行い、応援人員を配備 ・応急復旧業者に対して指示	施設復旧班 2名	様式 5、6	-

### (5)発災後 ～20日

行動内容	担当者	参考文献	懸念事項
<b>1 応急復旧工事等の実施</b> ・ 応急復旧計画を基に、復旧工事に依頼及び立ち合いや連絡調整等 <b>①施設</b> ・ 状況に応じて仮設復旧 <b>②管路</b> ・ 状況に応じて仮設配管	施設復旧班 2名	様式5～13	<b>人員不足 あと2名</b>  <b>施設：3.5日 管路：22日</b>
<b>2 水質調査の実施・運転再開に当たっての検査等</b> ・ 復旧した管路を対象に水質調査を実施	水道技術 管理者	様式9～12	-
<b>3 総務・防災課へ連絡</b> ・ 水道施設の被害や復旧状況を総務・防災課へ連絡	建設水道課 課長	-	-
<b>解散</b>			

### 3.3 非常時通常業務一覧

項目	1日以内	3日以内	14日以内	30日以内	備考
内部管理事務（庶務事務、予算・給与事務、支払い事務、水道諸届事務等）		○	○	○	
水道施設の維持管理		○	○	○	
工事管理業務		○	○	○	
給・配・送水管維持管理業務		○	○	○	

### 3.4 受援体制について

<b>応援要請</b>	・ 災害対策本部と協議を行い、必要な応援人員を検討する。
<b>支援受入</b>	・ 災害対策本部と協議を行い、支援部隊の配属を検討する。
<b>支援活動</b>	・ 災害対策本部と協議を行い、必要な活動内容を検討する。
<b>支援活動の記録</b>	・ 水道班で支援活動記録を作成する。
<b>支援活動の終結</b>	・ 水道班で非常時対応計画に対応できるレベルになった時点で受援活動を終結する。

#### 4. 事前対策計画

非常時対応計画の対応時間を早めるための対策として事前対策計画を検討する。事前対策計画は、建設水道課で対応する事項と災害対策本部や災害協定先等、建設水道課以外と連携対応する事項に分けて整理する。

##### 4.1 建設水道課で対応

###### 4.1.1 参集及び連絡手段

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
順次計画	緊急連絡カードの作成・配布	-
	複数のコミュニケーションツール確保	

###### 4.1.2 備蓄品・資機材

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
順次計画	各作業に必要な燃料（ガソリン等）の確保	必要に応じて計上
	必要な備蓄品の確認及び購入	
	モバイルバッテリー（24時間対応）購入	

###### 4.1.3 データのバックアップ

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
順次計画	資料保管場所の明確化	必要に応じて計上
	バックアップ・電子化	

###### 4.1.4 応援者への対応

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
順次計画	応援者への対応準備	-

#### 4.1.5 その他の対策

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
順次計画	事務用機器の固定	必要に応じて計上
	現場での訓練を実施	
	自家発電設備の設置を検討 （大和7号配水池）	
	調査・復旧に関する様式の作成	
	災害時の飲料水確保に関する住民周知	

#### 4.1.6 ハード対策

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
順次計画	施設の耐震化	必要に応じて計上

#### 4.1.7 停電対策

町内で停電が発生した場合は、以下の通り対応する。

- ① 鹿部町浄水場の運転状況を確認する。
- ② 各施設の発電機を確認し、必要に応じて手動で発電を実施する。

## 4.2 建設水道課以外との連携

### 4.2.1 災害対策本部

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
随時 （協議を実施検討）	協力体制の明確化（人員不足時）	-
	応援者の作業スペース等を確保	

### 4.2.2 災害対策本部及び災害協定先

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
随時 （協議を実施検討）	災害時の連絡体制の構築	-
	想定災害の規模感の相互把握	
	施設や車両への燃料確保	
	合同訓練等の実施	

※令和8年3月現在、鹿部町が締結している団体は29団体であり、管理は総務・防災課である。

### 4.2.3 総務・防災課

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
随時 （協議を実施検討）	応急給水の役割明確化	-

### 4.2.4 指定給水装置工事事業者

事前対策の進め方	事前対策内容	予算（千円）
随時 （協議を実施検討）	「資機材の調達」及び「応急復旧工事の対応」に関する事前協議の実施	-

## 5. 訓練・維持改善計画

### 5.1 訓練計画

鹿部町では、年に1回防災訓練を実施している。

建設水道課では、その際に、給水訓練を実施予定である。

訓練名称	訓練内容	参加者・対象者	予定時期	実施場所	企画実施部署
実地訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の土嚢積み上げ</li><li>・緊急点検等の訓練</li><li>・漏水を想定した箇所での対応訓練</li><li>・緊急遮断弁の開・閉操作</li><li>・給水車の操作</li></ul>	建設水道課	次回の防災訓練	庁舎	建設水道課
図上訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常時対応計画等の対応手順等、訓練シナリオを事前に提示して、手順通りに対応を行う</li><li>・事前に訓練シナリオを提示せず、訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する</li></ul>	建設水道課	未定	-	-

## 5.2 維持改善計画

BCPの最新性を維持するため、策定体制・運用体制の変更、電話番号、メールアドレスの変更など、それぞれの必要な点検頻度に応じて、数回/年程度で点検する。

点検は、「定期点検」と「BCP責任者による総括的な点検」の2つに分けて設定する。また、職員及び重要関係先への定期的周知も必要となる。

### 5.2.1 水道BCPの定期的な点検項目

点検項目	点検時期
<b>【建設水道課の職員情報】</b> <b>【関係先の登録情報】</b> ・建設水道課や関係先（北海道、日本水道協会、関連行政部局、民間企業等）の人事異動により、指揮命令系統、安否確認等の登録情報（電話番号やメールアドレス）に変更がないか	年1回（4月）
<b>【重要情報のバックアップ状況】</b> ・重要なデータや文書（施設台帳、施設図面等）のバックアップを実施しているか	
<b>【BCP及び関連計画の更新状況】</b> ・策定根拠となる計画を変更した場合、計画に関連する文書が全て最新版に更新されているか	

### 5.2.2 定期的な点検が必要な事項

帳票	点検項目	点検チェック（実施日）			
1	連絡先の追加・変更				
2	連絡先の追加・変更				
3	代替拠点の変更				
4	設備の追加・変更				
5	-				
6	-				
7	組織変更時の修正				
8	-				
9	資機材の備蓄品及び調達先の追加・変更				
10	備蓄品の追加・変更				
11	応急給水用の保有資機材の追加・変更				
12	配車・無線一覧の追加・変更				
13	閉じ込め・下敷き等の救出用機材の追加・変更				
14	対応人数の追加・変更				
15	対応人数の追加・変更				
16	施設の追加・変更				
17					
18	被害区域の追加・変更				
19					

### 5.2.3 水道BCP責任者による総括的な点検項目

点検項目	点検実施者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前対策は、確実に実施されたか</li> <li>・過去1年間で実施した対策（水道施設の耐震化等）を踏まえ、BCPの見直しを行ったか</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先実施業務の追加や変更等でBCPの変更が必要ないか検討したか</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練が年間を通して計画どおりに実施されたか</li> <li>・訓練結果を踏まえたBCPの見直しを行ったか</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度予算で取り上げる対策を検討したか</li> <li>・実施未定の対策について、予算化を検討したか</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP策定の根拠資料を変更した場合、関連する計画が全て最新版に更新されているか</li> </ul>	

### 5.2.4 職員及び重要関係先への定期的周知

周知先	周知した内容	周知方法	周知の実施時期
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道対策本部及び対応拠点の所在地</li> <li>・連絡手段一覧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、重要関係先に対して、一覧表を提出</li> </ul>	適時
関係者 住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPの見直しに関すること</li> <li>・その他変更点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページで公表</li> </ul>	変更時

## 6. 計画策定の根拠とした調査・分析・検討

### 6.1 想定災害の設定

想定災害は、地震、津波、風水害（土砂災害）、火山噴火とする。

#### 6.1.1 想定される地震

鹿部町地域防災計画では、北海道で策定した「北海道地域防災計画」を参考に被害想定を把握し、災害予防計画等を計画している。

鹿部町では、図における想定地震の中で、震度4から震度6弱の地震が想定されており、最も震度が大きいと想定される地震は、函館平野45\_2であり、被害想定としてM5.6（震度6強）である。



図 北海道の想定地震

出典：北海道 平成28年度地震被害想定調結果報告書



図 震度分布図

出典：北海道 平成28年度地震被害想定調結果報告書

### 6.1.2 想定される津波

鹿部町ハザードマップ（令和4年3月策定）に基づく、町内では、沿岸付近に5 m以上の津波が想定されているが、水道施設は高台に整備されていることから、浸水区域には該当しない。

### 6.1.3 想定される風水害(土砂災害)

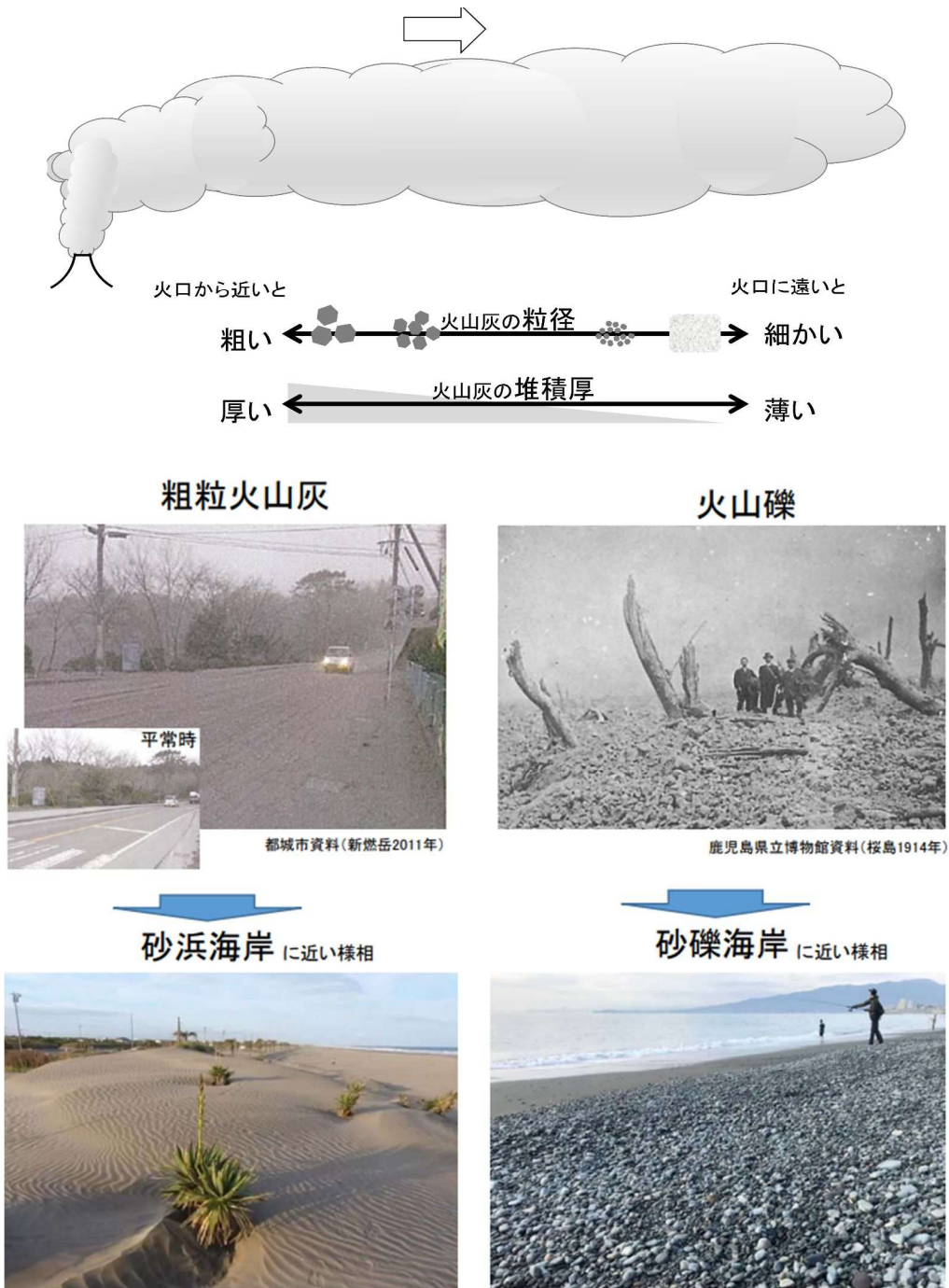
鹿部町ハザードマップ（令和4年3月策定）に基づく、町内では、大岩地区の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に該当する。



## 6.1.5 降灰の影響

### (1)火山灰に関する情報

火山灰は、上空の風によって風下側へ運ばれる。鹿部町においては、噴火時の風向によっては危険区域Cに相当し、風下方向で火山灰や軽石が厚さ1メートル以上堆積する可能性があるとして想定されている。想定される降下火砕物は、主に粗粒火山灰および火山礫であり、粗粒火山灰では、砂浜海岸、火山礫では、砂礫海岸に類似する。



※河川や海岸の堆積物に比べ、火山灰・火山礫は角ばっている特徴があることに留意。

図 火山灰について

## (2)降灰が与える影響

降灰が与える主な影響について以下の表に示す。

表 降灰が与える主な影響


被害対象	被害内容
人体	目への影響
	目に入るとごろごろとした感じ、かゆみ、痛み、充血が起こる。目の表面に傷ができると結膜炎になる可能性もある。
	呼吸器系への影響
	咳やのどの痛み、喘息や気管支炎の場合、発作が起きるため、注意が必要。
交通	皮膚への影響
	皮膚に触れると炎症が起きることがある。
	道路
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視界が薄暗くなる</li> <li>・1mm以上の堆積で道路標識が見えない</li> <li>・3cm以上の体積でタイヤと接地面の摩擦低下により走行不可</li> </ul>  <p style="text-align: right;">写真：国土交通省大隅河川国道事務所</p>
自動車	自動車
	・エンジンフィルタの詰まりによる車体故障
	鉄道
	・運休(0.5mmの降灰)

表 6-1 降灰が与える主な影響

被害対象	被害内容
ライフ ライン	電力
	・発電所や送電設備への影響による停電
	上水道
	・水質悪化による取水制限
	・ろ過池の目詰まり
	下水道
	・下水道管の詰まり
	通信
	・電話基地局等の停止
	・電波障害
	建物
	・屋根の腐食
	・雨や積雪による木造家屋の全壊
	空調
	・空調のフィルタの目詰まり

## 6.1.6 拠点の対策状況

### (1) 鹿部町役場

項目	内容
新耐震基準対応の有無	新耐震
耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況	なし
津波ハザードマップによる危険の有無 (津波被害想定区域か否か)	なし
土砂災害ハザードマップによる危険の 有無(土砂災害計画区域内か否か)	なし
降下火砕物の範囲	危険区域C (火山灰・軽石が1m積もる)

### (2) 鹿部中央公民館

項目	内容
新耐震基準対応の有無	旧耐震(耐震補強済み)
耐震診断・工事等の当面の予定、 検討状況	なし
津波ハザードマップによる危険の有無 (津波被害想定区域か否か)	0.5m以上～1.5m未満
土砂災害ハザードマップによる危険の 有無(土砂災害計画区域内か否か)	なし
降下火砕物の範囲	危険区域C (火山灰・軽石が1m積もる)

## 6.1.7 水道施設の被害状況

### (1)耐震化状況

#### ア 施設

水道施設の耐震性評価として、土木施設を対象に平成7年度以前に建設された施設は現在の耐震基準（レベル2地震動）を前提としていない可能性が高いことから、耐震性が「低」と設定する。

鹿部町の土木施設は、平成7年度前後及び平成7年度以前に建設された施設が多く、耐震性が「低」と設定される施設は12施設である。

種別	項目	設置年度	耐震性
取水施設	水源地堰堤	昭和 58	低
	沈砂池	昭和 53	低
浄水施設	浄水場 着水井	平成7	低
	浄水場 緩速ろ過池	平成5	低
	浄水場 配水池1号・2号	平成7	低
	浄水場 配水池3-1号	昭和 45	低
	浄水場 配水池3-2号	昭和 45	低
	湯の沢地区 配水池	平成3	低
	湯の沢地区 送水ポンプ場	令和4	高
	大和地区 5号配水池	平成8	低
	大和地区 6号配水池	平成8	低
	大和地区 7号配水池	昭和 49	低
	送水ポンプ場 送水ポンプ	昭和 60	低

### イ 管路

- ・管路の耐震化は今後も継続して実施する。
- ・基幹管路の耐震適合率：64.2%（令和5年度現在）

### (2)降灰対策状況

- ・降灰の直接的な影響がある施設は水源（鹿部川）である。一方、間接的な影響がある施設は浄水場及び建屋である。
- ・火山噴火時には、水質監視に留意しながら、適切な対策を検討する。

#### ア 降灰被害のおそれがある施設

水源名	降灰による影響
鹿部川	水質悪化、取水停止
浄水場名	降灰による影響
鹿部浄水場	ろ過の目詰まり
建築施設	降灰による影響
建屋がある施設	空調のフィルタの目詰まり

#### イ 降灰による土砂災害のおそれがある施設

- ・施設は該当なし
- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に該当する管路延長：2.441km

### (3)被害想定区域図

- ・帳票 16、17 参照

### 6.1.8 重要情報の保管及びバックアップの現状

重要情報	保管場所	現在のバックアップ状況			
	記録媒体	有無	更新頻度	方法	保管場所
認可図書	役場	有	-	CD	役場
	紙 / 電子				
給水区域図	役場	有	-	-	
	紙 / 電子				
管路台帳	役場	有	-	-	
	紙 / 電子				
マッピングデータ	役場	有	都度	委託先に 依頼	委託先
	紙 / 電子				
水道利用者データ	役場	有	都度	委託先に 依頼	委託先
	紙 / 電子				

## 6.1.9 被害想定

### (1)地震

#### ア 水道施設

項目	被害想定	備考
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象施設</u> 全施設</li> <li>・ <u>被害想定の方</u> 耐震性「低」の施設が影響を受けると想定する。</li> <li>・ <u>被害想定</u> 全施設</li> </ul>	
管路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象施設</u> 全管路</li> <li>・ <u>被害想定の方</u> 耐震不適合の管路が被害を受けると想定する。</li> <li>・ <u>被害想定</u> 非耐震管路が被害を受ける</li> </ul>	
影響人口	影響人口：601人（全体比20%） 給水人口：3,582人	

#### イ その他のライフライン

被害想定項目	小項目	被害想定結果	大被害の想定地震
地震動	地表における震度	5.6 (震度6強)	岩盤平均45.2
建物被害	全壊棟数	1棟	三陸沖北部(PT1)
	半壊棟数	7棟	三陸沖北部(PT1)
火災被害	焼失棟数	0棟	三陸沖北部(PT3)
人的被害	死者数	0人	三陸沖北部(PT1)
	重傷者数	0人	三陸沖北部(PT1)
	軽傷者数	1人	三陸沖北部(PT1)
	避難者数	156人	三陸沖北部(PT3)
ライフライン	上水道の被害箇所数	5箇所	三陸沖北部
	上水道の断水人口(1日後)	601人	三陸沖北部
	下水道の被害延長	—	—
	下水道の機能支障人口	—	—
交通施設被害	主要な道路の被害箇所数	1箇所	三陸沖北部
	橋梁(15m以上)の不通箇所数	—	—
	橋梁(15m以上)の通行支障箇所数	—	—

出典：鹿部町 令和4年8月修正 地域防災計画

## (2)津波

### ア 水道施設

項目	被害想定	備考
施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害想定の考え方 津波浸水区域に該当する施設が影響を受ける。</li><li>・被害想定 施設は影響を受けない。</li></ul>	
管路	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害想定の考え方 津波浸水区域に該当する水管橋が影響を受ける。</li><li>・被害想定 水管橋5か所のうち5か所が被害を受ける。</li></ul>	
影響人口	影響人口：601人（全体比20%） 給水人口：3,530人	

## (3)風水害(土砂災害)

### ア 水道施設

項目	被害想定	備考
施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害想定の考え方 土砂災害警戒区域に該当する施設が影響を受ける。</li><li>・被害想定 施設は影響を受けない。</li></ul>	
管路	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害想定の考え方 土砂災害警戒区域に該当する管路及び水管橋が影響を受ける。</li><li>・被害想定 区域に該当する2.441kmの管路が被害を受ける。</li></ul>	
影響人口	影響人口：3,530人（全体比100%） 給水人口：3,530人	

#### (4)火山噴火

##### ア 水道施設

項目	被害想定	備考
施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害想定の考え方 全施設が被害を受ける。</li><li>・被害想定 表流水、浄水場、建屋の空調等</li></ul>	
管路	<ul style="list-style-type: none"><li>・被害想定の考え方 火山噴火における直接的な影響は受けない。 噴火後の降雨による土砂災害に影響は受ける。</li><li>・被害想定 噴火後の降雨による土砂災害の影響： 区域に該当する 2.441km の管路が被害を受ける。</li></ul>	
影響人口	影響人口：3,530 人（全体比 100%） 給水人口：3,530 人	

## 7. 用語の解説

用語	意味
業務継続計画 (BCP)	自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。 Business Continuity Plan (BCP)
ライフライン	町生活の維持に必要不可欠な、電気・水道・通信・輸送などのこと。
非常時優先業務≡ 優先実施業務	被災後速やかに上下水道機能を維持・回復するために、優先して実施すべき業務のこと。
リスク	共通の性質として次の2つの性質を含むため、影響度と発生頻度の観点から測定される事象のこと。 ①その事象が顕在化すると、好ましくない影響が発生する。 ②その事象がいつ顕在化するかが明らかでないという、発生の不確実性がある。
支援者	災害時において、被災者側にリソース（人・モノ等）を提供することを支援といい、支援を行う人やその班もしくは団体などのことをいう。支援隊や応援隊といわれることもある。
是正措置	誤りを正す処置。改善するよう取り計らうこと。
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して気象庁が発表する指標のこと。
応急給水	風水害により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。 仮設給水栓を用いて実施する。
リソース	英語で資源、供給源、物資、財源を意味する名詞「resource」を語源にし、ヒト・モノ・カネに関わる資源（情報、ライフライン等も含む）、資産を表す言葉として使用される。
事前対応	気象情報（降雨予報・警報等）や噴火情報（噴火予報・警報等）から事前に災害や被害の規模等が想定される水害等において、その間に災害への対応を事前に実施する行為のこと。

用語	意味
事後対応	優先実施業務のうち、堤防の決壊や土砂災害など、大きな被害を伴う災害が発生した後に対応が必要となる業務のこと。
一次調査	応急復旧または本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集のこと。
運搬給水	風水害により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時的給水。 断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽等を用いて実施する。
応急復旧	一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害のおそれがある区域」で、土砂災害が発生した場合「住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域」で「警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域」のこと。
事前対策	上下水道施設の耐震化・耐津波化・耐水化、非常用発電設備の整備、災害対応拠点における人員の確保、事務用器具等の固定、資機材の備蓄・調達、各種協定の締結の強化など、上下水道機能の維持・回復を図るために必要な対策をリストアップし、実施予定時期などを明確にし、「対応の目標時間」又は「現状で可能な対応時間」を早めるための対策をいう。
コミュニケーションツール	災害時の連絡手段のこと。携帯電話（災害用伝言板・災害伝言ダイヤル）、インターネット、IP無線など。
ハード対策	要求される機能や性能を確保するために構造物や設備等そのものに行う対策。
図上訓練	災害時を想定して、地図や被害想定地図等を用いて、状況整理や対応方針、対応事項の検討等を実践する訓練のこと。図上訓練以外にも、消火や避難といった実際に現場で活動する実働訓練もある。
ハザードマップ	過去の災害や実地調査等を基に、災害により危険が予想される場所を表した地図のこと。